

# 一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を鳥取県倉吉市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、すべての人々が安心して暮らせる住みやすい地域社会を実現するため、権利擁護の観点から、鳥取県中部（倉吉市・東伯郡）に在住する支援の必要な高齢者、障がい者及び児童等が、その人らしく生活できるよう、次の事業を行う。

- 1 高齢者、障がい者、児童等の権利擁護に関する相談事業
- 2 成年後見制度の利用支援・広報・啓発活動事業
- 3 未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人（以下「後見人等」という）並びにこれらの監督人の引受け事業
- 4 後見人等の育成事業
- 5 高齢者、障がい者、児童等の虐待・権利侵害等の防止及び救済支援事業
- 6 死後の事務処理及び遺言の執行事務の引受け事業
- 7 福祉施設に対する第三者評価事務に関する事業
- 8 前各号に掲げる事業に附帯関連する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第2章 会 員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種として、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(会員名簿)

第6条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(経費等の負担、会費)

第8条 正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき

(2) 総正会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(構成)

- 第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。  
2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(開催地)

- 第15条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

- 第16条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、理事長が招集する。  
2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。  
3 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求をすることができる。

(決議の方法)

- 第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。  
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。  
(1) 会員の除名  
(2) 監事の解任  
(3) 定款の変更  
(4) 解散  
(5) その他法令で定められた事項

(代理)

- 第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議長)

- 第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

- 第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員等

(役員の設定等)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

理事 5名以上10名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、2名以内を代表理事とする。

3 代表理事を理事長とし、理事のうち2名以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

3 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第23条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

3 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除等)

第29条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画および収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出をすることができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 事務局

(事務局)

第39条 この法人に事務局を置くことができる。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

## 第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第40条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第41条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 非営利性

(剰余金の分配の制限)

第42条 当法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人で当法人の事業と類似の事業を目的とする法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

平成21年6月 1日設立

平成21年7月14日第5条変更

平成24年7月27日第21条変更

平成25年3月17日第36条変更

平成28年3月2日

本定款は、当法人の現行定款に相違ない。

鳥取県倉吉市駄経寺町二丁目15番地1  
一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉  
代表理事 藤田 義彦